

指定管理者の指定について  
次のとおり指定管理者を指定する。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 管理を行わせる公の施設の名称

藤沢市立大鋸児童館

藤沢市立辻堂児童館

藤沢市立鵜洋児童館

藤沢市立辻堂砂山児童館

藤沢市立石川児童館

2 指定管理者となる団体

藤沢市朝日町10番地の8

公益財団法人藤沢市みらい創造財団

3 指定の期間

2023年（令和5年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

提案理由

藤沢市立児童館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提出する。